

# 第1章 総 則

## 第1 本資料の活用について

### 1 作成の基本的な考え方

本資料は、学習指導要領に示された生徒の資質・能力の育成を目指し、教育課程に基づく指導と評価の一体化を図るものである。中学校学習指導要領（平成29年告示）、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告「児童生徒の学習評価の在り方について」（平成31年1月21日）、「埼玉県中学校教育課程編成要領」（平成30年3月）及び文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」（平成31年3月29日）を基に、次の考え方に立って作成した。

- ・ 学力の重要な要素を示した学習指導要領等の趣旨の反映
- ・ 生徒の学習改善及び教師の指導改善につながる学習評価の在り方

### 2 取り上げた内容

#### 第1 本資料の活用について

#### 第2 学習指導と評価の基本的な考え方

- 1 育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- 2 カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価について
- 3 学習評価の課題と改善の基本方針について
- 4 教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の指導と評価について
- 5 質の高い学校教育と学校における働き方改革の両立を目指した教育課程について
- 6 学習評価の総括例について

#### 第3 事例編

- 1 社会に開かれた教育課程を目指した事例  
企業との連携・協働を軸とした取組のカリキュラム・マネジメント（事例1-1）、生徒が安心・安全な学校づくりを目指すことを軸とし、地域や他機関と連携した取組のカリキュラム・マネジメント（事例1-2）を示した。
- 2 小中学校の連携により確かな学力の育成を目指した事例  
各種調査の分析を基にした小中学校の系統的・連続的な指導に向けたカリキュラム・マネジメントの具体例を示した。
- 3 学力調査の活用により確かな学力の育成を目指した事例  
埼玉県学力・学習状況調査等を生かした検証改善サイクルの事例である。教科の枠を超えた学校全体での取組、効果的な指導実践、改善策の具体例を示した。
- 4 豊かな心の育成を目指した事例  
教職員の共通理解を図った小中連携を生かした検証改善サイクルの事例である。教職員の認識の醸成、生徒指導、豊かな体験活動の継続的な実践と評価の具体例を示した。
- 5 特別な配慮を必要とする生徒への対応例  
配慮を必要とする生徒への支援方法について、担任の視点から示している。組織を生かした支援や対応方法等について具体的に示した。

#### 第4 資料編

- 1 「主体的・対話的で深い学びの実現6則」（P326参照）
- 2 私の学校・学級ではこんな取組が効果的でした！ 中学校版（P327参照）
- 3 「『授業力』自己診断シート」（P328参照）
- 4 学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）

文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター（P331参照）

### 3 本資料の活用にあたって配慮すること

- ・ 本資料は「埼玉県中学校教育課程編成要領第二部総則編」を受け、編成事例を掲載している。総則は、各教科等の指導及び評価のベースとなる考え方が示されていることから、事例を参考に、学校の実態及び生徒の心身の特性に則して創意工夫を加え、指導及び評価を実施されたい。
- ・ 「埼玉県中学校教育課程編成要領」及び本資料を基に各学校でカリキュラム・マネジメントを行うなど、学校全体で教育活動の質的向上を図られたい。

## 第2 学習指導と評価の基本的な考え方

### 1 育成を目指す資質・能力の三つの柱について

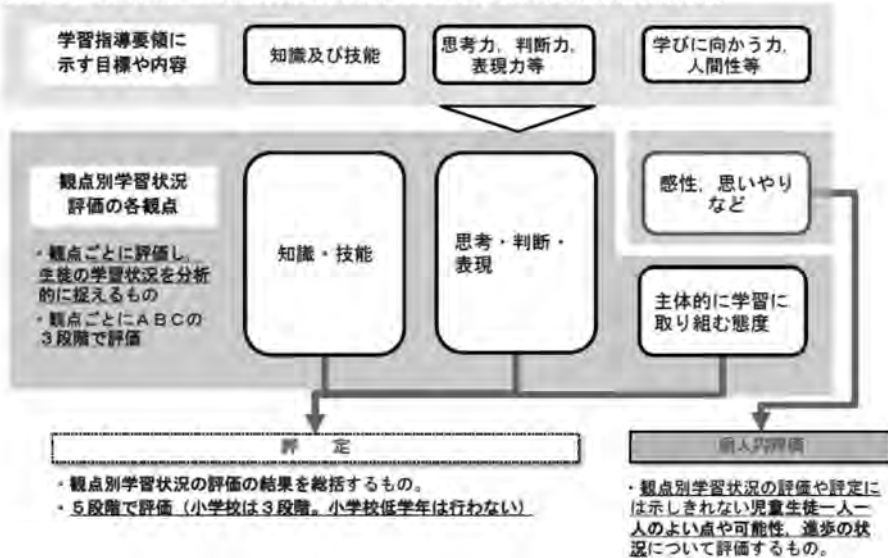
#### 1-1 指導について

<p><b>「知識及び技能」</b>          知識については、生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、そうした新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要となる。</p> <p>技能についても同様に、一定の手順や段階を追っていく過程を通して個別の技能を身に付けながら、新たな技能が既得の技能等と関連付けられ、他の学習や生活の場面でも活用できるように習得されるようにしていくことが重要となる。</p>	<p><b>「思考力、判断力、表現力等」</b>          「思考力、判断力、表現力等」とは、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力であり、課題を解決する過程については、大きく分類して次の三つがあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程</li> <li>・精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程</li> <li>・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程</li> </ul> <p>各教科等において求められる「思考力、判断力、表現力等」を育成していく上では、こうした学習過程の違いに留意することが重要である。</p>	<p><b>「学びに向かう力、人間性等」</b>          生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で生徒が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。</p> <p>こうした情意や態度等を育てていくためには、これまでの豊かな実践を生かし、体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。</p>
---	--	---

#### 1-2 評価について

学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科等における観点別学習状況の評価についても、以下のように3観点に整理された。

- ・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況の評価するもの（目標準拠評価）
- ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができる部分と、「感性、思いやりなど」のように、観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分がある。

<p><b>「知識・技能」</b>          各教科等における学習過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。</p>	<p><b>「思考・判断・表現」</b>          各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうか評価する。</p>	<p><b>「主体的に学習に取り組む態度」</b>          知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意味的な側面を評価する。</p>	<p><b>「感性、思いやりなど」</b>          個人内評価の対象になるものについては、生徒が学習してきたことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動の中で生徒に伝えることが重要である。特に生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し生徒に伝えることが重要である。</p>
--	--	---	--

### 1-3 具体的な評価の方法

<p><b>「知識・技能」</b></p> <p>ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図る等が考えられる。また、生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験したり、式やグラフで表現したりするなど、実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくこと等も考えられる。</p>	<p><b>「思考・判断・表現」</b></p> <p>ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられる。</p>	<p><b>「主体的に学習に取り組む態度」</b></p> <p>ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられる。その際、各教科等の特質に応じて、生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要がある。</p>
---	--	--

「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、次の二つの側面を評価することとした。

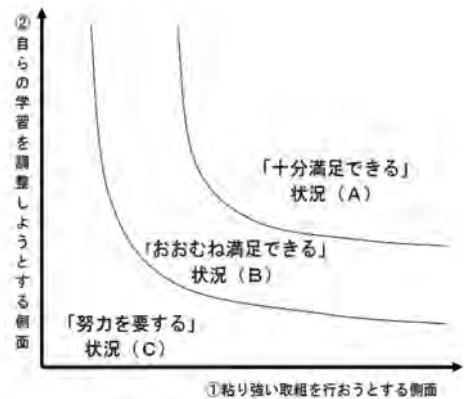
① 粘り強い取組を行おうとする側面

各教科等の観点の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた中で粘り強く行う側面のこと。

② 自らの学習を調整しようとする側面

自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなどの「自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているか」という意思的な側面のこと。

これら①②の姿は実際の教科等の学びの中で別々に現れるものではなく、相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く把握せず進め方について試行錯誤などを全くせずに粘り強く取り組んだり、粘り強く取り組めていないのに自らの学習をしっかりと調整できたりという姿は一般的に考えられる姿ではない。また、学習初期ではなく、学習が進行するにつれて多く見受けられるようになることが想定される。



## 2 カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価について

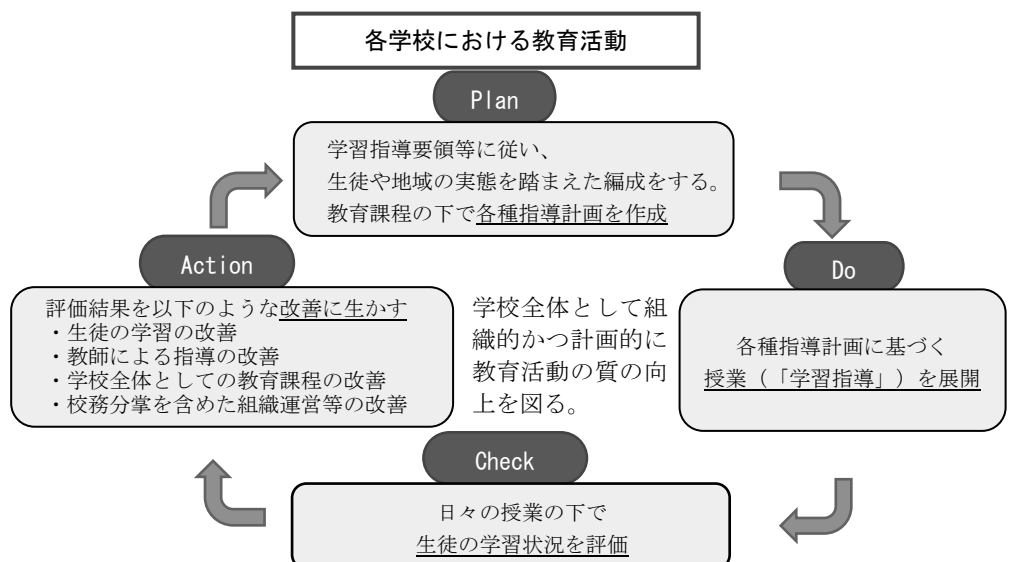
### 2-1 カリキュラム・マネジメントの充実と三つの側面

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、その充実が求められている。カリキュラム・マネジメントには以下の三つの側面がある。

- ① 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ② 教育課程の実施状況进行评估してその改善を図っていくこと。
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

### 2-2 「学習指導」と「学習評価」のサイクル

各学校における教育活動の多くは学習指導要領等にしたいが生徒や地域の実態を踏まえて編成された教育課程の下、指導計画に基づく授業（「学習指導」）として展開される。各学校では生徒の学習状況を評価し、その結果を生徒の学習や教師による指導の改善や教育課程の改善等に生かしており、



学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

### 3 学習評価の課題と改善の基本方針について

#### 3-1 学習評価の現状における主な課題

- ① 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が生徒の具体的な学習改善につながっていない。
- ② これまでの「関心・意欲・態度」の観点について、客観性を求めるあまり挙手の回数や毎時間のノートをとっているかなど一時的に表出された場面のみを捉える評価であるという誤解が払拭しきれていない。
- ③ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につながりにくい。
- ④ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力しづらい。
- ⑤ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や次の学校段階において十分活用されていない。

#### 3-2 課題を受けた学習評価の改善の基本的な方向性

上記で述べた課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の3点を改善に向けた基本的な方向性とする。

- ① 生徒の学習改善につながるものにしていくこと。
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと。
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと。

学習の評価においては、教師間での共通理解の下、以下の評価を計画的かつ適切に位置付けることが考えられる。

- ・ 教師の指導改善につなげるため、主に特徴的な生徒の学習状況を確認する、いわゆる「指導に生かす評価」
- ・ 評定への総括を目的に全生徒を対象に行う、いわゆる「記録に残す評価」

なお、生徒のよさや伸びを見逃さない評価とするため、評価場面は生徒の特性を踏まえて柔軟な対応をとることも必要である。例えば「粘り強く取り組む姿」や「自ら学びを調整する姿」が、同時に全ての生徒に現れることは一般的ではない等が想定されるからである。

#### 3-3 教科等の学習評価の主な改善点について

「特別の教科 道徳」の評価については、以下の主な改善点がある。(P242からの道徳編を参照)

生徒に考えさせることを明確にして「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める」という学習活動における生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で評価する。

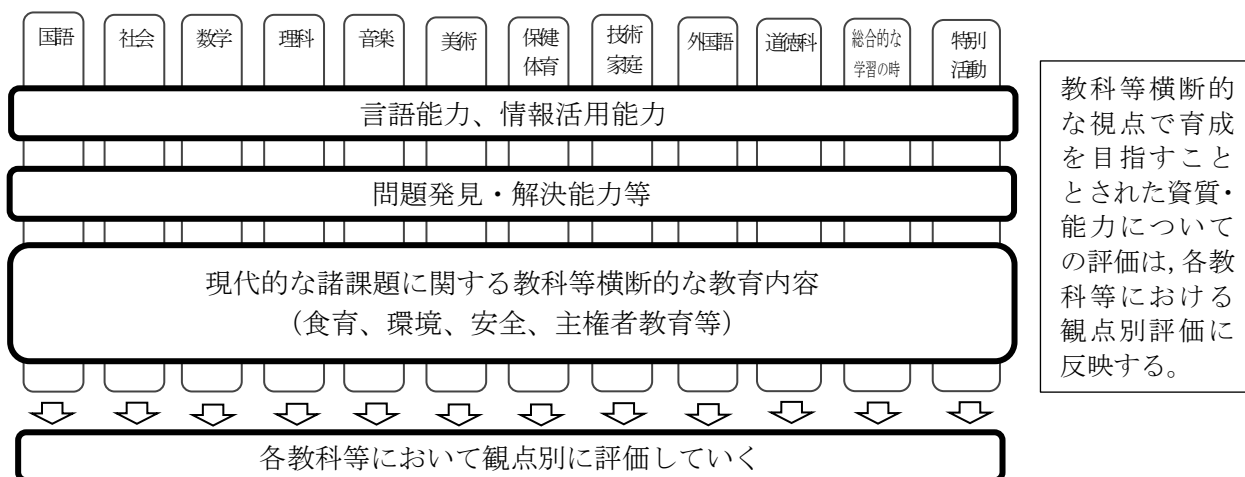
<基本的な考え方>

- ・ 数値による評価ではなく、記述式とする。
- ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりで評価する。
- ・ 他の生徒との比較ではなく、個人内評価とする。
- ・ 道徳的諸価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか評価する。

特別活動でも、キャリア教育の充実を図ることが求められている。そこで、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（キャリアパスポート「わたしの志ノート」）が作られている。（詳細についてはP324の特別活動編を参照）

#### 4 教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の指導と評価について

よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を生徒一人一人に育てていくためには、あらゆる教科等に共通した(1)学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して(2)現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容（食育、環境、防災、主権者教育等）（※中学校学習指導要領解説総則編 付録6参照）を、各教科等における「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映し、それらが教科等横断的に関連付け発揮されるようにすることが重要である。したがって、例えば、各教科等の評価規準とは別に、教科等横断的な資質・能力に関わる評価規準を設定し評価することは必ずしも必要ではない。



#### 5 質の高い学校教育と学校における働き方改革の両立を目指した教育課程について

##### 5-1 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 学校単位で作成される計画については、業務の適正化の観点や機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、内容や学校の実情に応じて計画の統合も含めて検討し、効果的な計画を作成する。
- ・ 各教科等の指導計画や、特別な配慮が必要な生徒のための個別の指導計画・教育支援計画の有効な活用を図るためにも、計画の内容の見直しや学校の実情に応じて複数の教師が協力して作成し、共有化を図りながら指導と評価を行う。
- ・ スクラップ・アンド・ビルドの視点から、学校が作成する計画等の必要性を含め、整理・合理化をしていくとともに、PDCAサイクルの中で活用しやすいものになるよう取り組む。

##### 5-2 学校における働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- ・ 仮に標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教師の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても働き方改革に十分配慮すること。  
例えば、学期末の数日間を4時間授業で下校するようにして午後を成績処理の時間として確保する方法や、土曜日に授業参観等を実施した場合は、振替休業日を翌週に設けるなど心身の休養期間を確保する方法などが考えられる。
- ・ 学校行事の精選や取組内容の削減、学校行事に向けた練習の簡素化などによって、生徒が学習に取り組む授業時間を適正に確保する。削減や簡素化についての検討は、学校の特色や地域や保護者、生徒の実態をよく見極めた上で行うことが大切である。
- ・ 標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではない。授業時数が下回った場合でも、時数の確保ではなく、生徒の学力を保障することが可能であればよい。その際、必要に応じて放課後の補習や宿題などによる対応も可能であることから、不測の事態を過剰に意識した授業時数の確保は不要である。

## 6 学習評価の総括例について

各学校は以下を参考として、教師の指導改善及び生徒の学習改善につながる学習評価をする。

- ・ 年度当初に観点別学習状況の評価の観点ごとの総括及び評定への総括の考え方や方法を教科等部会等で共通理解を図り、学校として一貫性のある説明ができるようにしておく。また、年度末に次年度の評価場面や方法等を検討する。
- ・ 年度当初及び必要に応じて生徒が学習の見通しをもてるよう学習評価の方針等を生徒と保護者に説明するとともに、学習評価の妥当性や信頼性を高めるよう随時見直しを図る。

国立教育政策研究所が発行した『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料』（以下、参考資料とする。）には、記号や評定について以下のように記されている。

「観点別学習状況（分析的に評価）」について

- A：「十分満足できる」状況と判断されるもの
- B：「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
- C：「努力を要する」状況と判断されるもの

「評定（総括的に評価）」について

- 5：「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの
- 4：「十分満足できる」状況と判断されるもの
- 3：「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
- 2：「努力を要する」状況と判断されるもの
- 1：「一層努力を要する」状況と判断されるもの

総括は、おおむね以下の方法が考えられる。

例1： 評価結果のA、B、Cの数を基に総括する場合（小学校編で詳しく説明）

評価結果のA、B、Cの数が多いものが、その観点の学習の状況を最もよく表現しているとする考え方に立つ総括の方法である。

「A B B B」→B（評価結果のA、B、Cの数が多いものがはっきりしている）

※ 「A A B B」のような同数の場合や「A B C」のような三つの記号が混在する場合等には、あらかじめ各学校において基準を決めておく必要がある。

例2： 評価結果のA、B、Cを数値に置き換えて総括する場合（本資料で詳しく説明）

何回か行った評価結果のA、B、Cを例えばA=3、B=2、C=1のように、あらかじめ学校で決めた基準によって数値化し、平均して総括する方法がある。

### 6-1 学期末の観点別学習状況の評価へ総括する例

総括の結果をBとする範囲を「 $2.5 \geq \text{平均値} \geq 1.5$ 」として、総括した事例である。

事前に、教師間で判定基準を確認する。

#### ①単元の総括

時 間	1	2	3	4	5	6	7	8	合計	平均	評価
知識・技能	*	3点	*	*	*	*	3点	3点	9点	3.0	A
思考・判断・表現	*	*	*	*	2点	3点	3点	*	8点	2.7	A
主体的に学習に取り組む態度	*	2点	*	*	*	*	2点	*	4点	2.0	B

「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を計画的に位置付けた例である。なお、上記の1、3、4時間目等に見られる「\*」は「指導に生かす評価」を示している。

#### ②学期末の総括

単 元 名	単元1	単元2	単元3	合計	平均	学期末の評価
知識・技能	A	A	A	9点	3.0	A
思考・判断・表現	B	B	A	7点	2.3	B
主体的に学習に取り組む態度	A	A	B	8点	2.7	A

## 6-2 学年末の観点別学習状況の評価へ総括する例

この総括例では、評定への総括を見通した記録として以下の記号を使用した詳細な記録を別にとっておくことを併せて示している。なお、指導要録には「ABC」等の3段階で記録する。

Ⓐ：「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの
A：「十分満足できる」状況と判断されるもの
B：「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
Ⓒ：「努力を要する」状況と判断されるもの
C：「一層努力を要する」状況と判断されるもの

総括した結果を詳細に記録する場合、例えば各記号の範囲を以下のようにすることが考えられる。

記録する記号	平均値の範囲の例
Ⓐ	平均値 > 2.8
A	2.8 ≥ 平均値 > 2.5
B	2.5 ≥ 平均値 ≥ 1.5
Ⓒ	1.5 > 平均値 ≥ 1.2
C	1.2 > 平均値

総括した結果を左表の基準により5段階で記録した例である。

総括の結果をBとする範囲  
[2.5 ≥ 平均値 ≥ 1.5]  
として総括(6-1と同じ)

	1学期 の評価	2学期 の評価	3学期 の評価	合計	平均値	学年末の 評価	評定への総括を 見通した記録 (詳細な記録)
知識・技能	A	A	A	9	3	A	Ⓐ
思考・判断・表現	B	B	A	7	2.3	B	B
主体的に学習に 取り組む態度	A	A	B	8	2.7	A	A

## 6-3 学年末の観点別学習状況の評価を評定へ総括する例

### 6-3-1 基本的な考え方

学校は、観点別学習状況の評価と評定の関係が以下の例示のようにになっていることについて十分留意した上で、評定への総括の方法について決定し、教師間で共通理解を図ることが大切である。その上で、生徒及び保護者に十分説明し理解を得ることも大切である。

なお、中学校における観点別学習状況の評価と評定の関係は、以下のとおりである。

- 各観点の評価が全てA  
→ 評定は5か4となる(3~1にはならない)
- 各観点の評価が全てB  
→ 評定は3のみとなる
- 各観点の評価が全てC  
→ 評定は2か1となる(5~3にはならない)

囲み内の関係の根拠は以下のとおりである。

観点別学習状況の評価のAには、Bに近いAもあるため、各観点が全てAでも、必ずしも5にはならない。また、Cも、Bに近いCもあるため、各観点が全てCでも、必ずしも1にはならない。

なお、6-2は、特に程度が高いAをⒶ、Bに近いCをⒸと記録する例示としている。

<参考>参考資料からABCの組合せから評定に総括する場合は、各観点とも同じ評定がそろう場合は、「BBB」であれば3を基本としつつ、「AAA」であれば5又は4、「CCC」であれば2又は1とするのが適当であると考えられる。それ以外の場合は、各観点のA、B、Cの数の組合せから適切に評定することができるようあらかじめ各学校において決めておく必要がある。(参P17)

6-3-2 学年末の観点別学習状況の評価（詳細な記録）を基に、数値化して総括する例

以下は、学期末に総括した観点別学習状況の評価を基に総括する例である。6-2のような学年末の観点別学習状況の評価（詳細な記録）を基に、数値化して総括したものである。

Ⓐ：5点 A：4点 B：3点 C：2点 C：1点とした場合

この場合、6-2の事例「ⒶBA」の組合せは下のような総括となる。

ⒶBA → 5点+3点+4点=12点 → 評定は4

その他の組合せの代表例と評定の基準例を下の表で示している。

組合せの代表例（合計点）	評 定
ⒶⒶⒶ(15) ⒶⒶA(14)	5 「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの (15～14点)
ⒶⒶB(13) <u>AAA</u> (12) ⒶBB(11) (※ ⒶAC ⒶAC)	4 「十分満足できる」状況と判断されるもの (13～11点)
ABB(10) BBB(9) BBⒸ(8) (※ ⒶBC ABC)	3 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの (10～8点)
BⒸⒸ(7) ⒸⒸⒸ(6) ⒸⒸC(5) (※ AⒸC <u>ACC</u> )	2 「努力を要する」状況と判断されるもの (7～5点)
ⒸCC(4) CCC(3)	1 「一層努力を要する」状況と判断されるもの (4～3点)

ACCのような組合せの場合には、身に付いた資質・能力のバランスが取れていないことが考えられる。  
そのため、該当生徒には注意して指導に当たりたい。

参考資料のP17で、観点別学習状況の評価結果のAについて、「『十分満足できる』状況と判断されるもの」と示されている。評定の4についても、同じく『十分満足できる』状況と判断されるものと示されている。



### 第3 事例編

#### <事例1-1> 社会に開かれた教育課程を目指した事例 ～企業との連携・協働の推進～

##### 1 教育課程を編成する上での留意点

- ・ 学校外の人的・物的資源（企業、NPO、市町村、地域人材など）を活用する際には、相互にメリットのある関係（WIN-WIN）を築いていくことが重要である。地域の方々をはじめ多様な他者と協働した探究的な学びを通じ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育成する。
- ・ 学校や地域、生徒の実態に即した教育課題の明示とそれを解決するための創意工夫ある教育課程の編成、また、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントの確立が求められている。そこで、埼玉県学力・学習状況調査（以下、「県学調」とする。）及び全国学力・学習状況調査（以下、「全学調」とする。）等の学年・教科を超えた結果の分析から生徒の変容を見ることで、教育課程の評価を行う。
- ・ 学校運営協議会での意見を踏まえ、教育課程を評価していく仕組みを作る。その仕組みの一つとして、学校・保護者・地域・生徒による評価の項目を共通にする。なお、社会に開かれた教育課程の編成事例については、編P26と27を参照のこと。

##### 1-1 県内企業と連携した「福祉」教育の実践

総合的な学習の時間において、中学校1年生80名が県内企業と連携し、「福祉」について理解を深め、「下肢障害を有する方々の日常生活を豊かにする靴」を考案するプロジェクトに取り組んだ。

プロジェクトの概要は、①障害を有した方々が、日常生活を送る中での悩みや困っていることの現状を理解するとともに、ワークショップ等を通して自分事として捉え、体感する。②下肢障害を有する方々の生活に多様な選択肢を提供できる、（下肢装具に合わせられる）機能性を有し、おしゃれでスタイリッシュな靴を企画する。③ICTを活用し、企業の方の講演や各班の発表会等をオンラインで実施する。

下肢障害を有する方の現状、ニーズを踏まえた靴のデザインを考案する活動を通して、多様な他者の考えや立場についての理解を深めるとともに、ノーマライゼーションの意識をもつきっかけとなった。

また、企業とユーザーの願いや思いを受け、自分にできることを考えた。それにより、課題解決に取り組む姿勢、人間関係形成・社会形成能力を育成することができた。

さらに、企業の第一線で働く方々の講演を聞いたり、アドバイスを直接受けたりした。その中で、仕事に意欲的に取り組む姿勢、熱意を体感し、仕事や自己のキャリア形成について意識が向上した。

##### <学習内容>

第1回	福祉についての講演会<県内起業家> 実際の装具や靴を履いての体験学習
第2回	作業療法士の方の講演会～福祉の視点から～
第3回	デザイナーによる障害のある方への靴作りについて ～ワークショップ形式～
第4回	生徒の「お気に入りの靴・思い出の靴」の発表会
第5回	実際に「靴」を使っているユーザーさんへインタビュー
第6回	グループ毎に「魅力的な靴」のアイデア作り
第7回	校内プレゼンテーション大会
第8回	学習のまとめ（振り返り等）



下肢障害を有する方が履いている靴の試着



生徒によるプレゼンテーション  
～保護者や企業の方々も参観～



企業の方から直接アドバイスを  
もらうオンライン授業

<生徒の感想>

小学生の時ではやったことがないような“0から1を作り出す”ことに挑戦して、とても大変だったけれど、とてもワクワクした。かわいくて機能性のよい靴を作るのはとても時間がかかることを感じた。いつも何気なく履いている靴にも作った方々のたくさんの思いがあるのだと改めて気付かされた。この体験をいかして社会につなげていけたらいいと思う。靴づくりは、とても楽しかった。

社会には、自分が考えていた以上に、普通の生活を送るのが大変な人がいて、それに気付いていなかったことを知った。今後はもっと視野を広げているんことを見られるようにしたい。また、人に自分の思いや考えを伝えるためには、言って満足するのではなく、これで本当に伝わるか、受け取る側の立場などいろいろなことを考えなければいけないと思った。それはプレゼンだけに関わらず、相手と意見を交換するとき、普段の生活でも同じことだと分かった。

**2 教育課程を評価する上での留意点**

- ・ 目標の達成状況や達成に向けた取組状況を把握・整理し、これまで進めてきた教育活動やその他の学校運営に関する取組が適切かどうか等を評価する。また、その結果を踏まえた今後の改善方策を検討する。
- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念の下、学校運営協議会等を活用し、教育活動の観察等や資料の検証を通して、評価の結果及び改善方策について協議する。
- ・ 県学調や全学調の質問紙調査の項目を活用し、具体的な数値での生徒の変容を見ていく。地域と連携した様々な体験活動や地域貢献活動等を通して、生徒の自己肯定感や地域への愛着等が育まれ、生徒の主体性が高まることが望ましい。

質問例（全学調から）

- ・ 物事を最後までやり遂げてうれしかったことがある。
- ・ 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある。
- ・ 地域社会などでボランティア活動に参加したことがある。
- ・ 難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している。
- ・ 将来の夢や目標を持っている。

**3 評価結果を基にした教育課程の改善**

- ・ 目指すべき成果とそれに向けた取組について、目標を設定し、その達成状況を把握・整理し、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に教育課程を改善していく。
- ・ 教育課程を実施する中で、生徒の姿や地域の現状等を把握できる調査結果や各種データ等を活用することで、実施中の教育課程を評価し、課題を明確にして改善を図っていく。
- ・ 学校評価等においても評価項目を設定し、取組の修正と改善を図っていく。

評価・改善の流れ（例）

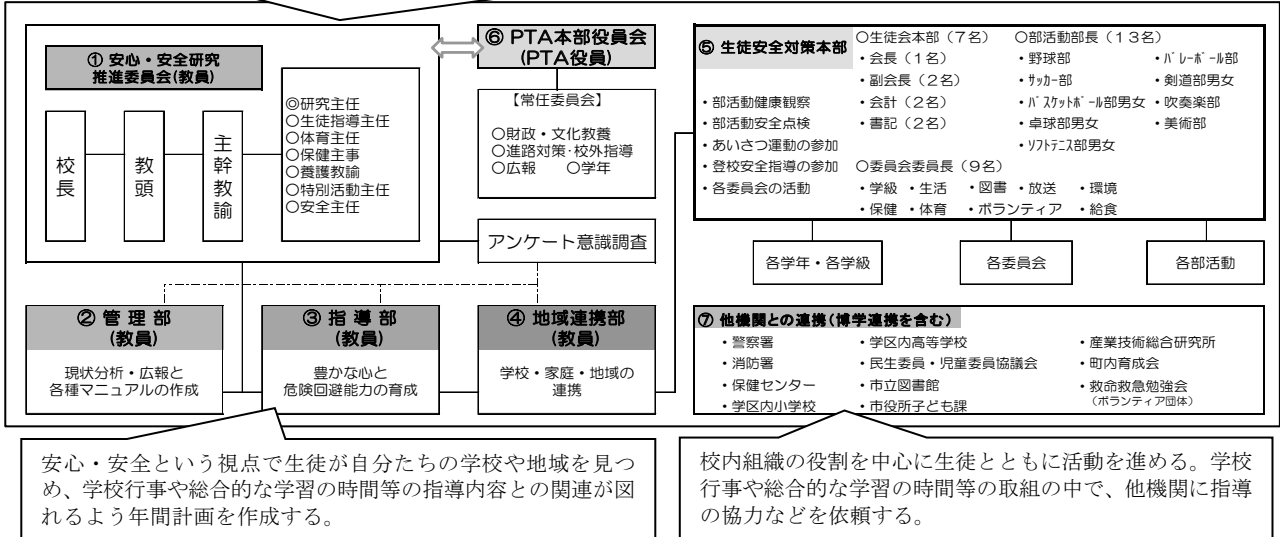
- 4月 学校運営協議会による今年度の学校経営方針の承認。  
学校経営方針による計画の承認及び公表（PTA総会・HP・学校だより等）。
- 5・6月 評価に関する資料収集と整理。  
各種学校行事等についての保護者や地域住民へのアンケート準備。
- 7・8月 中間評価の実施：各学年、各分掌による中間評価／学校運営協議会による中間評価職員会議等を活用し、中間評価の分析から夏季休業日以降の改善策を共有。
- 9月～ 彩の国教育週間等を活用し、地域の方への学校公開を実施。  
学校運営協議会等にて、地域の方の意見を集約。
- 12月 学校評価の実施：保護者会等にて、保護者に学校評価について説明・実施。
- 1月～ 職員会議等を活用し、学校評価の分析及び次年度の改善策を検討。
- 2月 保護者会等にて、学校評価の結果を保護者に説明。
- 3月 学校運営協議会にて、次年度の学校経営方針（案）を提示。

＜事例1-2＞ 社会に開かれた教育課程を目指した事例 ～安心・安全な学校づくりの推進～

1 教育課程を編成する上での留意点

1-1 校内体制及び他機関との連携

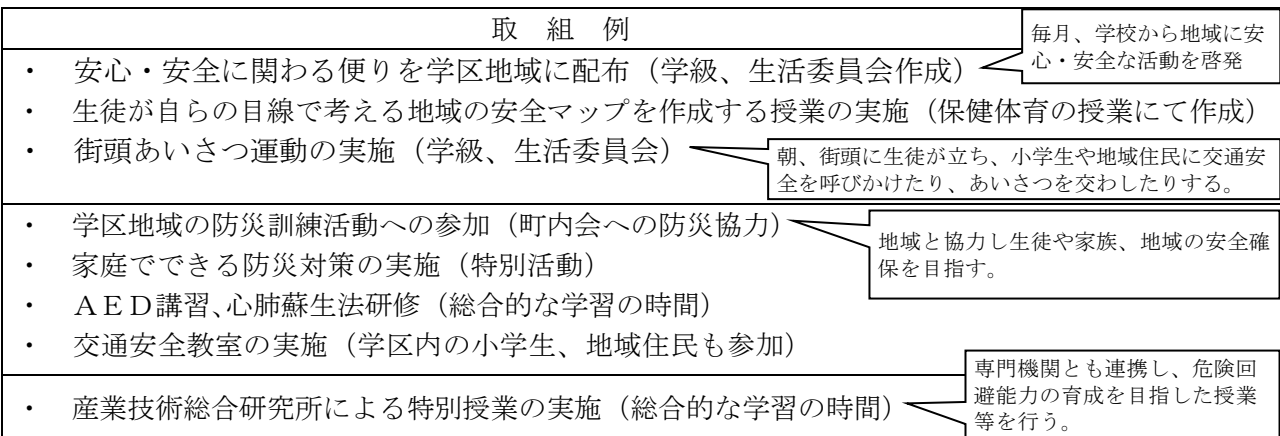
学校・家庭・地域が一体となり、生徒が安心・安全に過ごせる学校づくり（事故やいじめ、暴力等を予防）、災害時でも地域に貢献できる生徒の育成に取り組むには、目指す生徒像、方策等について全教職員で共通理解することが重要である。また、外部との連携がとりやすくなるような校内組織を整えていくことも重要である。



安心・安全という視点で生徒が自分たちの学校や地域を見つめ、学校行事や総合的な学習の時間等の指導内容との関連が図れるよう年間計画を作成する。

校内組織の役割を中心に生徒とともに活動を進める。学校行事や総合的な学習の時間等の取組の中で、他機関に指導の協力などを依頼する。

1-2 取組例



学区地域の住民と生徒、教員がともに防災訓練やAED講習、心肺蘇生法研修に取り組むことで、非常時に学校や生徒の協力が得られるという安心感を地域住民がもつことができる。また、生徒は地域の力になれるという自覚と責任をもち、自己肯定感を高めることにつながる。

2 教育課程を評価する上での留意点

「安心・安全という考えのもと自分たちの学校や地域を見つめ、問題を発見し、その解決に向けて主体的に行動し、災害時に地域のために貢献できる生徒の育成」という理念の下、取組についてPDCAサイクルを意識した評価を行う。また、ケガ(負傷数と時間帯、負傷種類等)の集計を蓄積したり生徒の意識(危険を予測する習慣、地域の災害への意識)を数値化したりして、その結果から問題点を見つけ解決するための方法を考える。さらに、校内組織の在り方や外部との連携についてどのような効果が得られたか検証し、改善に生かしていくことも重要である。

3 評価結果を基にした教育課程の改善

校内組織にある安心・安全研究推進委員会を中心に、ケガの集計結果、生徒の意識調査などの調査結果から、取組について考察を行う。また、協力いただいている他機関へも集計結果を報告し、様々な立場から取組の評価ができるように連携を図る。教職員及び生徒安全対策本部、保護者など様々な視点から検証し、組織的、継続的に教育課程を改善していく。

＜事例2＞ 小中学校の連携により確かな学力の育成を目指した事例

1 教育課程を編成する上での留意点

確かな学力を育成するためには、その地域の直面している課題から、育成すべき目標を定め、その達成に向け、発達の段階に応じて学習指導や生徒指導を行う必要がある。つまり、小中学校が連携して、9年間で子供たちを育てる意識をもち、系統的・連続的な指導をすることが重要である。



2 教育課程を評価する上での留意点

2-1 調査結果の分析を基にした授業改善

確かな学力の育成のためには、全学調、県学調を効果的に活用することが必要である。

全学調の調査問題分析に当たっては、該当教科だけでなく全教員が小中学校両方の問題を解き、どのような力が求められているのかを理解し、授業改善を図ることが大切である。

また、県学調の分析では、校内で特に効果のあった取組を検証し、その取組を共有することが重要である。

右に挙げた項目は、全学調や県学調の分析から、学力向上と相関が深いと考えられる取組を検証し、共有化するためにまとめた資料の例である。

効果のあった取組をまとめた資料の例

※ 小中学校において、各種学力調査の正答率と質問紙調査等の結果から、学力向上と相関関係が深い内容の項目をもとに作成したもの。

授業における七つのポイント

- 本時のめあてや課題を明確に示す
- ノート指導の充実を図る  
(思考の流れがわかるノート指導)
- 自分の考えの根拠を明確にさせる
- 話し合いの活動を意図的に設定する
- 自分の考えを発表する機会を多く与える
- 探究的な学習活動を多く取り入れる
- めあてや課題に正対した振り返りを行う

2-2 生徒・保護者・教職員に対する意識調査

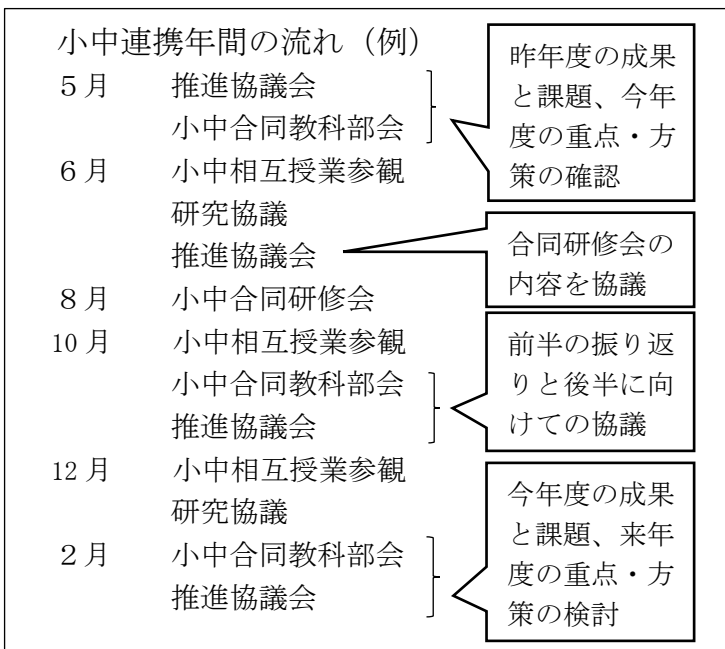
生徒・保護者・教職員を対象に意識調査を行うことで、授業改善への努力と、生徒・保護者の受け止め方に差異があるか分かる。差異がある場合は、生徒が自分の学力の伸びを実感できるよう、日々の授業の改善を図る必要がある。

3 評価結果を基にした教育課程の改善

第1に、小中学校で連携して、教職員の知恵を結集し、ボトムアップを図りながら、1年間の振り返りや評価の分析を行い、成果と課題を洗い出し、次年度の重点目標や改善策を定めていくことが大切である。

例えば、小中合同で教科部会を開き、小中学校が一緒に話し合うことで、多様な視点で議論ができるとともに、小中学校で共通理解のもとに教育課程を進めることができる。

第2に、教育課程の改善を組織的かつ継続して取り組むことが重要である。そのために、必要な活動を年間計画に位置付けて、計画的に連携を進めていく必要がある。



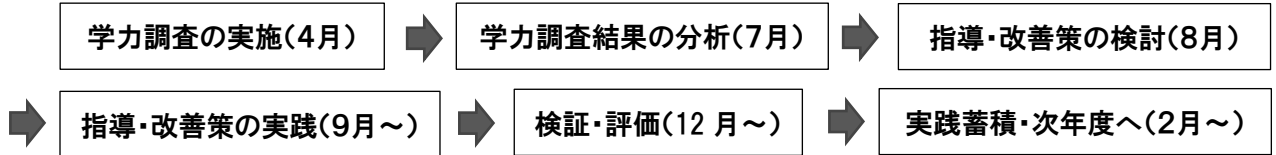
**<事例3> 学力調査の活用により確かな学力の育成を目指した事例**

**1 教育課程を編成する上での留意点**

確かな学力を育成していくためには、まず生徒の学力や学習状況の実態を的確に把握することが不可欠である。そのためには、日々の授業や定期テスト、諸調査などにおいて生徒の実態を捉え、指導改善を積み重ねることが大切である。

以下にその指導事例として、県学調を活用した教育課程を編成する際の留意点を紹介する。

**1-1 県学調を用いた学校のカリキュラム・マネジメント【例】**



**1-2 学校の実態に応じた学力向上のための実践例**

- ・ 全校一斉の「計算力アップ大会」の実施
  - 帰りの会等を活用し、全学年が同じ問題に挑戦する機会を設定する。
- ・ 自校の調査結果の検証内容を踏まえた年間指導計画の見直し
  - 「書く力」の育成のため、各教科の「書くこと」に関わる指導時間を増やす。

**2 教育課程を評価する上での留意点**

右の資料は、県学調の結果「帳票33（伸ばした児童生徒割合）学校別」や「帳票40（学力レベル・伸び・学習方略・非認知）児童生徒別」を活用した分析例である。

県学調は、経年での学力の伸びを把握できることから、各校においても単年度ではなく、経年で学校、学年や各生徒の学力の推移を見取り、定点の観点から継続して実践することが重要である。そのため、日頃の実践や効果的な取組を資料として蓄積し、検証・改善を繰り返していくことが肝要である。

〇〇年度 埼玉県学力・学習状況調査 帳票33, 40による 学力の伸びによる分析例 第2学年

国語	県	〇市	〇中学校
H31	8-C	8-C	8-C
R2	8-B	8-A	8-A
H31年度からの経年変化における学力の伸び	1	2	2

	県	〇市	〇中学校
学力を伸ばした生徒の割合(%)	65.7	66.7	77.7
学力が伸びなかった生徒の割合(%)	34.3	33.3	22.3
学力の伸び率	1.6	-	2.5

学力の伸びは、レベルを数値に変えた上で昨年度との差を計算している。  
例：R2レベル11-A(30)→H31レベル8-B(28)=伸び(7)

学力の伸び率は、生徒の学力レベルを数値化し、R2学力レベルとH31学力レベルの差の平均を示している。

数学	県	〇市	〇中学校
H31	7-B	7-B	7-B
R2	8-C	8-C	7-A
H31年度からの経年変化における学力の伸び	2	2	1

	県	〇市	〇中学校
学力を伸ばした生徒の割合(%)	64.0	64.1	68.1
学力が伸びなかった生徒の割合(%)	36.0	35.9	31.9
学力の伸び率	1.7	-	1.7

英語	県	〇市	〇中学校
H31			
R2	9-B	9-B	9-A
H31年度からの経年変化における学力の伸び			

	県	〇市	〇中学校
学力を伸ばした生徒の割合(%)	-	-	-
学力が伸びなかった生徒の割合(%)	-	-	-
学力の伸び率	-	-	-

**3 県学調等の結果を基にした教育課程の改善**

教育課程の改善に当たっては、具体的に学力の伸びが見られた項目について結果を分析・検証し、効果的な指導実践について教科の枠を超え、全教職員でその指導方法を共有したい。そのためには、カリキュラム・マネジメントにおける「指導・改善策の検討」や改善策の実践、そして再度の効果の検証が不可欠である。



例えば、県立総合教育センターのホームページ上にある義務教育指導課研修用資料サイトの「良い授業を見つけ！広めて！学力UP事業」の映像資料として、学力を伸ばしている先生の実践動画が紹介されているので、それらを用いた校内研修を実施することも有効である。また、全教職員が埼玉県教育委員会のホームページに掲載されている「復習シート（県学調の類似問題）」を解き、自校の課題解決に向け各教科の指導計画のどの部分をどう改善するかなどを検討し、次年度の年間指導計画に反映させていくことも考えられる。

＜事例4＞ 豊かな心の育成を目指した事例（小中連携の視点から）

1 教育課程を編成する上での留意点

豊かな心の涵養は、道徳教育や体験活動等を通して行われ、生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。また、生徒自身が諸問題において、自主的・自発的な学習を通して、協力して解決していく集団づくりを進める必要がある。いじめの防止、いわゆる中1ギャップの解消などの観点からも、小中連携による教職員の共通理解を図ることが重要である。

以下の表は、小中連携の1年間の流れの例を示したものである。なお、編成上の留意点として、「1 小中学校教職員間の共通理解」「2 生徒指導部間における連携等」「3 豊かな体験活動等の取組」について大別し、2と3については中学校教員によるものである。また、下図において、評価する時期や内容を「★」で、改善に関わるポイントを□で、編成及び評価との関わりを↔(矢印)で示したので参照されたい。

月	1 小中学校教職員間の共通理解	2 生徒指導部間における連携等	3 豊かな体験活動等の取組
4	小中両校で育成を目指す資質・能力や教育目標等を共有する。 (ランドデザインの作成)	小中共通の教育活動（朝読書・無言清掃等）の設定（回数・時程・BGMなどを共通化）	○小中合同あいさつ運動（小学校にて部活動及び生徒会が実施）
5			
6	研修会資料として活用 つまずきは何か？	○中1ギャップ対応のための小学校教諭との連携、情報交換（学級経営へ活用）	
7	○夏季合同研修会 ・地域で育成を目指す資質・能力（目標）の確認	○小：特別活動 生徒指導（学習規律・生活規律）についてガイダンス (見通しをもたせる)	
8	・各教科等や各学年の指導の在り方（指導方針）の確認		○3デイズ（職業体験）
9	・道徳授業の振り返り（教職員及び児童生徒）	共通理解の確認・更新	○小中合同あいさつ運動（中2生徒）
10	★道徳授業の振り返りの蓄積 →別葉等への書き込み	○小：道徳授業への参加 向上心・個性の伸長 相互理解・寛容 友情・信頼	○小学校体育大会の練習会に参加（小学生にアドバイス）
11	指導法について共通理解 小中合同授業研究会の実施		○歌声交流
12	○冬季合同研修会 ★夏季合同研修会において確認した目標の達成状況評価	今年度の取組の評価と次年度の計画の確認	★学校評価 学校運営協議会委員 教職員・保護者
1			次年度へ向けての改善点の確認
2	○中学校訪問 	連絡会の前に、小学校訪問をし、授業を行うことで、より理解が深まる	
3	○小中連絡会（情報交換会） (小6担任・中3担任)		○小中合同あいさつ運動（中1生徒）

2 教育課程を評価する上での留意点

最終的な評価は年度末の学校評価となるが、年度途中でも調整しながら取り組めるよう、年に数回、簡易的な評価を行うことが望ましい。なお、ICTを活用（アンケートシステム等）すれば、教員は一堂に会することなく達成状況等の確認を行うことができる。

3 評価結果を基にした教育課程の改善

改善を検討する際には、形骸化せず、体系的かつ継続的に、各校にとって持続可能な形にしていくことが重要である。現存する組織を有効活用し、中学校を主体とした活動を年間に計画的に位置付けることで、こまめなフィードバックができ、改善を行うことができる。

## ＜事例5＞ 特別な配慮を必要とする生徒への対応例

この事例では、以下の点を特別な配慮を必要とする生徒へ対応を行う際の基本的な考え方としている。

生徒の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、生徒一人一人の可能性を伸ばす。

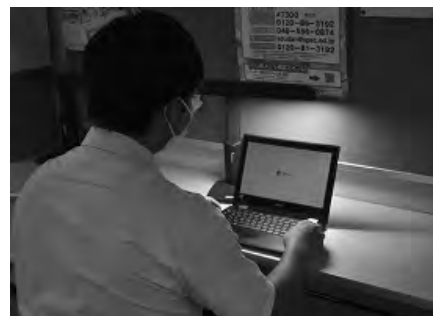
- ・ 個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫する。
- ・ 学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことはしない。
- ・ 生徒の学習負担や心理面に配慮する。
- ・ 指導と評価をどのように行ったのかを引き継ぐ。
- ・ 個別の指導計画や教育支援計画を作成する。

### 1 障害のある生徒などへの対応

生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた学習内容や学習方法の工夫を行うことが必要である。その際、生徒自身に学習の見通しを持たせるために、学習の方針を生徒と共有する場面を設け、また、生徒本人だけでなく、保護者と共通理解を図り、評価の結果をフィードバックすることが大切である。

#### 1-1 学校として取り組むこと

- ・ 通常の学級にも、特別な配慮を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提としておく。
- ・ 必要に応じて合理的配慮を行う。例えば、個別の指導計画を作成するとともに弱視生徒には拡大教科書の物的支援、肢体不自由の生徒には介助者等の人的支援、緘黙の生徒には意思を伝え合うためにタブレット端末などの学習者用PCを指導で活用する等の配慮が考えられる。
- ・ 担任等は、特別支援教育コーディネーター等と連携し、具体策を考える。



学習者用PCを使った指導

### 2 日本語の指導についての対応

日本語の習得に困難がある生徒に対しては、特別の教育課程を編成する。この教育課程の下、日本語指導担当教員から能力に応じた指導を受けることができる。この制度を活用しながら、該当生徒に寄り添った指導内容や指導方法の工夫を組織的、計画的に行う。

また、年度途中に転入してきた外国籍の生徒に対し、日本語の能力や母語が多様化している状況に対応するため、市町村独自で日本語指導員を募集して学校に配置するなど、地域の人材を活用した支援も考えられる。保護者の願いや生徒の実態に合わせ、指導の内容や評価方法を工夫するなど、多様な個性が伸長できるよう丁寧に対応する。

#### 2-1 学校として取り組むこと

- ・ 海外から帰国した生徒や他の生徒についても、共に学ぶことを通して、互いの長所や特性を認め、互いに助け合える共生を目指した学級経営を行う。
- ・ 外国籍の生徒は、習慣の違いや言葉が通じないことにより、学級になじめず孤独感を感じていることもあるため、心のケアが必要なことも考えられる。
- ・ 外国籍の生徒ならではの強みを生かし、学校全体で共通理解した上で、教科等横断的な視点で各教科と連携し、異文化を理解するために外国籍の生徒とともに授業を構築することが考えられる。



指導員による日本語指導

### 3 不登校生徒への配慮について

登校することを最終目標とするのではなく、生徒や保護者の意思を尊重しつつ、社会的に自立することを目指すことが大切である。そのため、該当生徒が在籍する学校が、不登校生徒対応の教育センター（適応指導教室）と連携し、組織的・計画的に教育課程を編成していく。学校生活に不適應を起こして欠席するきっかけや理由は様々である。そのため、不登校となった要因を的確に把握するため、在籍校の担任、指導員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等でチームを組むことが大切である。

校長は、適応指導教室での生活が教育課程に照らし合わせて、適切と判断される場合は「出席扱い」として、学習評価の結果を指導要録に記入し、通知表等で本人や保護者に伝えるなど、多様なニーズに対応できるようにしていく。また、多様な教育の機会の確保等が求められていることから、オンラインでの学習の機会の保障等を検討することも考えられる。

さらに、「新たな不登校を出さない」ための対策を講じることも大切である。そのためには自己有用感の伴った自己肯定感が高まるような魅力的な学校づくり、学級経営が大切である。

#### 【不登校が生じない学校づくりの例】

- ・ 魅力あるよりよい学校づくり
- ・ いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり
- ・ 生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- ・ 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築
- ・ 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり



#### 【新たな不登校を出さないための取組例】

- ・ 小中学校のスムーズな接続  
(中学校一日入学、ノーメディアDAY)
- ・ 「できた」が実感できる授業の実施  
(生徒の学習課題とそれに対する指導を学校全体で共有する「学習支援カルテ『コバトンのびのびシート』」の活用、教え合い学習の取組による)
- ・ 生徒会による「いじめ未然防止運動」
- ・ 養護教諭等による保健指導
- ・ 小中学校の連携による生徒の状況把握 等

#### 3-1 学校として取り組むこと

- ・ 不登校の未然防止や早期発見の対応が大切になるが、担任等が一人で抱え込まないよう組織的に動く。
- ・ 管理職と担任等は、校内コーディネーター担当、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門スタッフ等と連携・分担し、学校全体で組織的に動く。
- ・ 定期的に家庭訪問を行うなど、該当生徒及び保護者との連携を密にする。
- ・ 自宅で多くの時間を過ごしている生徒のことも考え、オンライン会議システムで授業に参加できるようにするなどICTの活用を検討する。
- ・ オンラインを活用した教育相談を検討する。
- ・ 登校してきた場合は、温かい雰囲気迎えらるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校に適應できるようにする。



適応指導教室での授業

### 4 ICT（遠隔・オンライン）を活用した支援について

- ・ 学校で学びたくても学べない生徒（病気医療、不登校等）に対し、一定の要件を満たす場合には、校長の判断で遠隔・オンライン教育を活用した学習を指導要録上「出席扱い」としたり、その学習を評価したりすることが可能である。

（参考：令和元年10月25日付け元文科初第698号文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」）

- ・ 対面指導とオンライン会議システム等を活用した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びが展開できるようにする。